官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件について（国家公安委二三）　一
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁一八）　三
○我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（財務・経済産業六）　三
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（同七）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働二一五）　三
○自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（経済産業六三）　三
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務四二）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定による解散の届出があった件（同四三）　四
○道路に関する件（四国地方整備局四五）　五
○道路に関する件（北海道開発局四一）　五
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　五
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　五
〔皇室事項〕
諸事項　五
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
〔公　告〕
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他
諸事項　八

## 法規的告示

○国家公安委員会告示第二十三号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和八年国家公安委員会規則第八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則の施行の日（令和八年六月一日）から適用する。

令和八年五月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード

○金融庁告示第十八号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年五月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。 | |
| 銀行代理業者 | 権限 |
| ［略］ | 令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限 |
| ソニー銀行株式会社 | |
| 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 | |
| ［略］ | |

| 改正前 | |
|---|---|
| 第五条　［同上］ | |
| 銀行代理業者 | 権限 |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ソニー銀行株式会社 | |
| ［同上］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省・経済産業省告示第六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の三十五の規定に基づき、令和七年財務省・経済産業省告示第五号（我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の三十五の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。<br>一　当該認定事業適応事業者が産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十一条の二十第一項の規定に基づき主務大臣の確認を求める産業競争力基盤強化商品が、当該認定事業適応計画に記載されたものであり、かつ、当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。なお、主務大臣は、当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度（当該認定事業適応事業者が主務大臣に提出した確認申請書に記載されている、当該認定事業適応事業者が事業適応を行った事業年度をいう。以下同じ。）において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合におけるものに限る。）の数量（当該産業競争力基盤強化商品が産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）第五号ロに掲げる燃料である場合には、化石燃料に係る部分を除いた数量とする。以下同じ。）から、次号に規定する合計数量を控除した数量を、当該事業年度において販売された当該産業競争力基盤強化商品の数量として確認するものとする。<br>イ～ハ　（略） | 産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の三十五の規定に基づく我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。<br>一　当該認定事業適応事業者が産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十一条の二十第一項の規定に基づき主務大臣の確認を求める産業競争力基盤強化商品が、当該認定事業適応計画に記載されたものであり、かつ、当該産業競争力基盤強化商品の生産及び販売が、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。なお、主務大臣は、当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度（当該認定事業適応事業者が主務大臣に提出した確認申請書に記載されている、当該認定事業適応事業者が事業適応を行った事業年度をいう。以下同じ。）において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合におけるものに限る。）の数量（当該産業競争力基盤強化商品が産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和七年経済産業省令第十六号）第五号ロに掲げる燃料である場合には、化石燃料に係る部分を除いた数量とする。以下同じ。）から、次号に規定する合計数量を控除した数量を、当該事業年度において販売された当該産業競争力基盤強化商品の数量として確認するものとする。<br>イ～ハ　（略） |

| | |
| --- | --- |
| ニ　次に掲げる要件のいずれにも該当する事業年度において行われた産業競争力基盤強化商品の販売であること。<br>①～⑥　（略）<br>⑦　当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度に属する最終の日に、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を公表していること。<br>⑧　（略）<br>二　当該確認を求める事業年度において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が前号に掲げる要件のいずれにも該当する場合における当該産業競争力基盤強化商品に限る。）の数量（以下この号において「当期販売数量」という。）から、合計数量（次に掲げる数量を合計した数量をいう。）を差し引いた数量が零を超えること。なお、その差し引いた数量が零以下である場合には、ロ及びハに掲げる数量のうち当期販売数量からイに掲げる数量を控除した数量に達するまでの数量は、当該確認を求める事業年度において前号の規定に基づき控除したものとする。<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　当該認定事業適応事業者による製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第十条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令若しくは同法第六十二条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量（前号の規定に基づき、過年度において既に控除したものを除く。） | ニ　次に掲げる要件のいずれにも該当する事業年度において行われた産業競争力基盤強化商品の販売であること。<br>①～⑥　（略）<br>⑦　当該認定事業適応事業者が当該確認を求める事業年度に属する最終の日に、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を公表していること。<br>⑧　（略）<br>二　当該確認を求める事業年度において販売された産業競争力基盤強化商品（その生産及び販売が前号に掲げる要件のいずれにも該当する場合における当該産業競争力基盤強化商品に限る。）の数量（以下この号において「当期販売数量」という。）から、合計数量（次に掲げる数量を合計した数量をいう。）を差し引いた数量が零を超えること。なお、その差し引いた数量が零以下である場合には、ロ及びハに掲げる数量のうち当期販売数量からイに掲げる数量を控除した数量に達するまでの数量は、当該確認を求める事業年度において前号の規定に基づき控除したものとする。<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第七条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令若しくは同法第六十二条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量（前号の規定に基づき、過年度において既に控除したものを除く。） |

**○財務省・経済産業省告示第七号**

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、平成二十六年財務省・経済産業省告示第一号（事業再編の実施に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 四　特別事業再編の実施方法に関する事項<br>イ　（略）<br>ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　一般消費者等の利益<br>法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの中小受託事業者（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第九項に規定する中小受託事業者をいう。）に対して、当該中小受託事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。<br>(6)　（略） | 四　特別事業再編の実施方法に関する事項<br>イ　（略）<br>ロ　特別事業再編の認定要件に関する事項<br>(1)～(4)　（略）<br>(5)　一般消費者等の利益<br>法第二十四条の二第六項第七号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの下請事業者（下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第八項に規定する「下請事業者」をいう。）に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものでないことをいうものとする。<br>(6)　（略） |

**○厚生労働省告示第二百十五号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和七年厚生労働省令第百三号）の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品<br>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。ただし、次に掲げるものを有効成分として含有する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品を除く。 | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品<br>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とする。ただし、次に掲げるものを有効成分として含有する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）別表第二に掲げる漢方処方に基づく医薬品を除く。 |

**○経済産業省告示第六十三号**

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、令和三年経済産業省告示第百六十号（自動車産業の事業適応の実施に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

経済産業大臣　赤澤　亮正
（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 三　事業適応に関する基本的方向性<br>（略）<br>イ　（略）<br>ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性<br>（1）・（2）　（略） | 三　事業適応に関する基本的方向性<br>（略）<br>イ　（略）<br>ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性<br>（1）・（2）　（略） |

（3）　サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

電気自動車等の国内投資を実現し、生産を拡大させることで、付加価値を増大させるとともに、広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大が期待される。

また、事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや中小受託事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していることに加え、事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させることが重要である。

（4）・（5）　（略）

四　事業適応に対する政策措置に関する指針

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画について、主務大臣の認定を受けるに当たっては、二千五十年カーボンニュートラルの実現及び電気自動車等の戦略分野における国内投資の促進に向けて、前述の基本的方向性にのっとり、以下を要件とする。

イ　（略）

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。

①～⑦　（略）

なお、三　事業適応に関する基本的方向性のロ（2）にのっとり、事業適応を通じて生産する電気自動車等に使用する蓄電池及び燃料電池の生産設備についても、特定商品生産用資産等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の六第六項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに同項に規定する特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。）として事業適応計画に記載することができるものとする。ただし、他法人と共同で取得する特定商品生産用資産等については、申請事業者の負担において実施した金額を記載するものとする。

（3）　サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

電気自動車等の国内投資を実現し、生産を拡大させることで、付加価値を増大させるとともに、広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大が期待される。

また、事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや下請事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していることに加え、事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させることが重要である。

（4）・（5）　（略）

四　事業適応に対する政策措置に関する指針

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画について、主務大臣の認定を受けるに当たっては、二千五十年カーボンニュートラルの実現及び電気自動車等の戦略分野における国内投資の促進に向けて、前述の基本的方向性にのっとり、以下を要件とする。

イ　（略）

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。

①～⑦　（略）

なお、三　事業適応に関する基本的方向性のロ（2）にのっとり、事業適応を通じて生産する電気自動車等に使用する蓄電池及び燃料電池の生産設備についても、特定商品生産用資産等（租税特別措置法第四十二条の十二の七第十項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに当該特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。）として事業適応計画に記載することができるものとする。ただし、他法人と共同で取得する特定商品生産用資産等については、申請事業者の負担において実施した金額を記載するものとする。

# その他告示

## ○法務省告示第四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十二日　　法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | |
| ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | |
| ［略］ | ［略］ | |
| フジ国際語学院早稲田校 | 東京都 | |
| フジ進和外語学院 | 東京都 | |
| ［略］ | ［略］ | |
| ＡＳＡＨＩ文化学院 | 愛知県 | |
| アクア日本語学院名古屋 | 愛知県 | |
| ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | |
| ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | |
| ［略］ | ［略］ | |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| 進和外語アカデミー | 東京都 | |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| フジ国際語学院早稲田校 | 東京都 | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| ＡＳＡＨＩ文化学院 | 愛知県 | |
| ［項を加える。］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| 日生日本語学園名古屋 | 愛知県 | |
| ［同上］ | ［同上］ | |
| 大原簿記法律専門学校難波校 | 大阪府 | |
| ［同上］ | ［同上］ | |

別表第三

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 大阪ＹＭＣＡ国際専門学校 | 大阪府 |
| 大原簿記法律専門学校難波校 | 大阪府 |
| ［略］ | ［略］ |

別表第四

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 代々木アニメーション学院大阪校・アニメーター科、同・マンガ科、同・イラスト科、同・アニメ監督・演出科 | 大阪府 |
| バンタンゲームアカデミー大阪校・２年制ゲームプログラマー専攻、同・２年制ゲームグラフィッカー専攻、同・２年制キャラクターデザイナー専攻、同・３年制ゲームプログラマー専攻、同・３年制ゲームグラフィッカー専攻、同・３年制キャラクターデザイナー専攻、同・４年制ゲームプログラマー専攻（大学部）、同・４年制ゲームグラフィッカー専攻（大学部） | 大阪府 |
| ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］は注記である。

**○法務省告示第四十三号**

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定による認証紛争解決事業者の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月十二日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

一般社団法人日本企業再建研究会

東京都港区西新橋一丁目五番十一号第十一東洋海事ビル九階

解散年月日

令和六年十二月十一日

別表第三

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ |
| 大阪ＹＭＣＡ国際専門学校 | 大阪府 |
| ［項を加える。］ | |
| ［同上］ | ［同上］ |

別表第四

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ |
| 代々木アニメーション学院大阪校・アニメーター科、同・マンガ科、同・イラスト科、同・アニメ監督・演出科 | 大阪府 |
| ［項を加える。］ | |
| ［同上］ | ［同上］ |

**○四国地方整備局告示第四十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 徳島県美馬郡つるぎ町半田字松生一九八番一地先から同町半田字松生二六九番一まで | 前 | 二六・九九～三〇・九三メートル | ○○・○八八キロメートル |
| | 後 | 一八・四四～二六・九九メートル | ○○・○八八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

**○北海道開発局告示第四十一号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十四号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道勇払郡安平町遠浅七一三番三四から同町遠浅七一三番一〇六地先まで | 前 | 一八・〇〇～二二・〇〇メートル | ○○・○六二キロメートル |
| | 後 | 一八・〇〇～四〇・二六メートル | ○○・○六二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

# 国会事項

## 参議院

議事日程　第十一号

令和八年五月八日（金曜日）

午前十時　本会議

**議案付託**

第一　国家情報会議設置法案（趣旨説明）

五月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国家情報会議設置法案（閣法第二四号）

内閣委員会に付託

# 人事異動

## 内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は五月一日ベトナム国及びオーストラリア国へ出張のため出発した。

○総務大臣臨時代理

国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

総務大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○農林水産大臣臨時代理解職

同　金子　恭之

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月一日）

○財務大臣臨時代理
　国務大臣　上野賢一郎
財務大臣片山さつき海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　上野賢一郎
内閣府特命担当大臣片山さつき海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上五月二日）
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　松本　洋平
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○防衛大臣臨時代理
　同　あかま二郎（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　城内　実
デジタル大臣松本尚海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる
　同　石原　宏高
内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる
　同　松本　洋平
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる
　同　城内　実
内閣府特命担当大臣松本尚海外出張不在中内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を命ずる（以上五月三日）
　国務大臣　平口　洋
内閣府特命担当大臣黄川田仁志海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、地方創生、アイヌ施策並びに共生・共助）事務代理を命ずる（五月四日）
○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣高市早苗はベトナム国及びオーストラリア国へ出張のところ五月五日帰朝した。

○国土交通大臣臨時代理
　国務大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣金子恭之海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○外務大臣臨時代理解職
　同　城内　実
外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○財務大臣臨時代理解職
　同　上野賢一郎
財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　城内　実
デジタル大臣松本尚帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる
　同　平口　洋
内閣府特命担当大臣黄川田仁志帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、地方創生、アイヌ施策並びに共生・共助）事務代理を免ずる
　同　上野賢一郎
内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる
　同　石原　宏高
内閣府特命担当大臣小野田紀美帰朝につき内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を免ずる
　同　城内　実
内閣府特命担当大臣松本尚帰朝につき内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障）事務代理を免ずる
（千葉家庭裁判所判事兼千葉地方裁判所判事・千葉簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　寺島　桂花
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上五月六日）
○総務大臣臨時代理解職
　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）
総務大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職
　同　あかま二郎（赤間　二郎）
防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月七日）

## 最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事
　向井香津子
東京地方裁判所判事に補する
　同　大澤　知子
最高裁判所裁判所調査官に充てる
　同　佐藤　英彦
最高裁判所裁判所上席調査官を命ずる
　同　清水　克久
東京簡易裁判所判事に補する
　同　品田　幸男
東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
　同　中島　基至
東京簡易裁判所判事に補する
　同　上田　洋幸
　同　鎌野　真敬
　同　篠原　礼
　同　杉浦　正樹
　同　野村　賢
　同　水上　周
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
　同　武部　知子
　同　杜下　弘記
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
　同　古谷健二郎
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
　同　村主　幸子
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
　同　佐藤　卓生
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
　同　國分　晴子
横浜家庭裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
　同　三上　孝浩
横浜家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
　同　湯川　克彦
横浜家庭裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
　同　篠原　康治
さいたま地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
　同　宮武　芳
さいたま地方裁判所判事に補する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
　同　桃崎　剛
さいたま地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
　同　茂木　典子
さいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
川越簡易裁判所判事に補する
　同　佐藤　弘規　同　佐野　信
千葉地方裁判所判事に補する
　同　村主　隆行
部の事務を総括する者に指名する
千葉簡易裁判所判事に補する（各通）
　同　永山　倫代
千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所佐倉支部勤務を命ずる
兼ねて千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所佐倉支部勤務を命ずる
佐倉簡易裁判所判事に補する
　同　森　剛
水戸地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所下妻支部勤務を命ずる
水戸地方裁判所下妻支部長を命ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する
水戸家庭裁判所下妻支部勤務を命ずる
水戸家庭裁判所下妻支部長を命ずる
下妻簡易裁判所判事に補する
下妻簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

同　森脇江津子
宇都宮地方裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所栃木支部勤務を命ずる
宇都宮地方裁判所栃木支部長を命ずる
兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所栃木支部勤務を命ずる
宇都宮家庭裁判所栃木支部長を命ずる
栃木簡易裁判所判事に補する
栃木簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　結城　剛行　同　吉田純一郎
長野地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて長野家庭裁判所判事に補する
長野簡易裁判所判事に補する（各通）
同　岩崎　邦生　同　高橋　綾子
同　松山　昇平
大阪高等裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　松永　栄治　同　渡部　市郎
大阪地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　伊丹　恭　同　大寄　淳
同　奥野　寿則　同　西川　篤志
京都地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都簡易裁判所判事に補する（各通）
同　島戸　真　同　寺本　佳子
同　中川　綾子
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する（各通）
同　畑口　泰成
大津地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津簡易裁判所判事に補する
同　山本由美子
大津家庭裁判所判事に補する
兼ねて大津地方裁判所判事に補する
大津簡易裁判所判事に補する

同　福島　恵子
和歌山地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山簡易裁判所判事に補する
同　飯野　里朗　同　水野　将徳
名古屋高等裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）
同　中尾　佳久
名古屋地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
同　増田　吉則
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所岡崎支部勤務を命ずる
名古屋地方裁判所岡崎支部長を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所岡崎支部勤務を命ずる
名古屋家庭裁判所岡崎支部長を命ずる
岡崎簡易裁判所判事に補する
岡崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　吉岡　茂之
広島地方裁判所判事に補する
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
広島地方裁判所福山支部長を命ずる
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
広島家庭裁判所福山支部長を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する
福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　関根　規夫
岡山家庭裁判所判事に補する
岡山家庭裁判所長を命ずる
岡山簡易裁判所判事に補する
同　西岡　繁靖
松江地方裁判所判事に補する
松江地方裁判所長を命ずる
兼ねて松江家庭裁判所判事に補する
松江家庭裁判所長を命ずる
松江簡易裁判所判事に補する
松江簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

同　鈴嶋　晋一
福岡地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　小松本　卓
福岡家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて福岡地方裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　松田　道別
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
同　小川　直人
仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
仙台高等裁判所秋田支部長を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する

同　冨上　智子
姫路簡易裁判所判事兼判事
姫路簡易裁判所判事に補する
姫路簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所姫路支部勤務を命ずる
神戸地方裁判所姫路支部長を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる
神戸家庭裁判所姫路支部長を命ずる（以上四月十一日）

## 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、コスタリカ大統領ラウラ・ビルヒニア・フェルナンデス・デルガド閣下の大統領就任につき、五月八日御祝電を発せられた。

## 官庁報告

### 官庁事項

**関東地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
安曇野市明科中川手三七四九番七から同市明科中川手四四三七番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年五月十三日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**近畿地方整備局公示**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年五月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

| | | |
|---|---|---|
| (一) | 道路の種類 | 一般国道 |
| (二) | 路線名 | 一七一号 |
| (三) | 占用を制限する区域 | 区域 |
| | | 備考 |
| | 高槻市南芥川町五一八番一から同市南芥川町五〇〇番一五まで | |
| (四) | 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）<br>ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |
| (五) | 占用を制限する理由 | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 |
| (六) | 占用の制限の開始の期日 | 令和八年六月一日 |
| (七) | 図面縦覧場所 | 近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所 |

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

大阪市北区西天満六丁目３番17号**化繊ノズル株式会社**の岡山県井原市東江原町1579番地１化繊ノズル株式会社早雲ＶＩＬＬＡＧＥについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申出て下さい。

令和８年５月12日

岡山地方法務局笠岡支局

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月12日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年４月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社はらぶん　原　　洋介　島根県松江市東朝日町29　国土交通大臣許可（般―６）第29229号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

債権者集会招集

## 書面による計算報告

**免責許可申立てに関する意見申述期間**

## 特別清算開始

**令和８年（ヒ）第５号**

岡山県倉敷市水江１２０７番地１

清算株式会社　株式会社プレミネント

代表清算人　秋山廣澄

１　決定年月日　令和８年４月２０日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和8年（ヒ）第1001号**

横浜市中区常盤町三丁目30-1

清算株式会社　横浜ソーラーソリューションズ株式会社

代表清算人　桒原　惠里代

１　決定年月日　令和8年4月22日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

横浜地方裁判所第３民事部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第２０９４号**

東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内

清算株式会社　妻神工業株式会社

１　決定年月日　令和８年４月20日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第２０部

## 監督命令

## 再生手続開始

**小規模個人再生による再生手続開始**

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十二日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目一一―一〇

（甲）ヘリオステクノホールディング株式会社　代表取締役　佐藤　良久

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目一一―一〇

（乙）ヘリオステクノインベストメンツ株式会社

代表取締役　西田　真澄

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html

令和八年五月十二日

東京都千代田区大手町一丁目一番二号

（甲）ＥＮＥＯＳ株式会社

代表取締役　山口　敦治

東京都千代田区大手町一丁目一番二号

（乙）ＥＮＥＯＳ　ＳＨ合同会社

代表社員　ＥＮＥＯＳ株式会社

職務執行者　西村　喜法

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一四頁（号外第八十五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一一一頁（号外第一七〇号）

令和八年五月十二日

愛知県刈谷市神明町六丁目一〇〇番地

（甲）株式会社サーテックカリヤ

代表取締役　竹内　弘一

名古屋市中区錦一丁目五番一一号

（乙）セレンディップＳＰＣ２号株式会社

代表取締役　井村　尚也

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十二日

掲載頁　九十八頁（号外第九十四号）

令和八年五月十二日

神戸市中央区東町一二三番地の一

（甲）株式会社セブンキャピタル

代表取締役　加藤　豊章

神戸市中央区東町一二三番地の一

（乙）堂島ロック株式会社

代表取締役　加藤　豊章

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　六十六頁（号外第七十六号）

令和八年五月十二日

岡山県倉敷市児島田の口一丁目三番四四号

（甲）株式会社明石スクールユニフォームカンパニー

代表取締役　河合　秀文

岡山県倉敷市児島田の口一番地一一

（乙）オゴー産業株式会社

代表取締役　小郷　武史

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社星野リゾート・マネジメントの株式を保有する事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　十九頁

（乙）掲載紙　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　十九頁

令和八年五月十二日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地

（甲）株式会社星野リゾート

代表取締役　十川　隆

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地

（乙）株式会社星野リゾートホールディングス

代表取締役　星野　佳路

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社中村商事（住所、群馬県館林市下早川田町七〇八番地二）に対して当社の酒類販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十二日

群馬県館林市下早川田町七〇八番地二

有限会社中村商事

代表取締役　中村　茂美

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するエテルナインベストメント株式会社（住所東京都新宿区新宿三丁目一番一三号）に対して当社の投資事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十二日

掲載頁　二頁

令和八年五月十二日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階

エテルナキャピタル株式会社

代表取締役　廣瀬　祐一

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＳＢＩクリプトマイニングプール（住所東京都港区六本木一丁目六番一号）に対して当社のマイニングプール事業に係る権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十九頁（号外第一六三号）

令和八年五月十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ　Ｃｒｙｐｔｏ株式会社

代表取締役　西川　保雄

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、組織変更後の商号はＥＲＩＮＵＫＩ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

茨城県古河市中田一二八八番地二〇

ＥＲＩＮＵＫＩ合同会社

代表社員　コジャムドリヤル・ワハブ・モホメド・リズヴィ

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

栃木県足利市丸山町六八八番地七

ブリーゼ足利Ａ

ＧＲＥＥＮ　ＬＥＡＶＥＳ合同会社

代表社員　阿部　スミ

**組織変更公告**

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松二丁目一一番三七号

合同会社オーガスタ

代表社員　佐藤　瓦

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年五月十二日

東京都小金井市東町二丁目一五番一八号

グローバル合同会社

代表社員　佐藤　弘規

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十日であり、組織変更後の商号は邸宅株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

東京都江戸川区南小岩八丁目一〇番一八号

Ｐｒｏｖｉｄｅ　Ｐｌａｃｅ合同会社

代表社員　吉田　聖哉

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

東京都中央区勝どき四丁目六番一―二二〇一号　合同会社ＧｏｌｄｅｎＮｅｓｔ

代表社員　沈　聆

**組織変更公告**

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年五月十二日

大阪市都島区東野田町四丁目五番四号網島公設市場内　アミジマ公設事業協同組合

代表理事　松下　雅夫

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

大阪市天王寺区上本町六丁目六―二六―八〇一号室　合同会社ｓｕｎｌｉｎｋ

代表社員　古川　拓真

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十二日

東京都港区六本木三丁目一番一号

株式会社ブレインパッド

代表取締役　関口　朋宏

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二十二億九百四十五万六千九百七十五円、資本準備金の額を二十一億六千六百五十万八千三百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十二日

東京都新宿区西新宿六丁目三番一号

株式会社Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　井上　耕平

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/547043

令和八年五月十二日

神奈川県横浜市港北区綱島上町一―一

グリーンサラウンドシティ二番街一二九号

横浜シーガルリサーチ株式会社

代表取締役　清水　克眞

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

神奈川県川崎市多摩区菅馬場一丁目三一番九号

カノエキャピタル合同会社

代表社員　鈴木　悠二

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五千七百五十万円減少させ五千万円とします。なお、減少額である五千七百五十万円は資本準備金へ振り替えます。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　神戸新聞　夕刊

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五頁

令和八年五月十二日

兵庫県淡路市生田田尻字池ノ谷六二九番地

淡路観光開発株式会社

代表取締役　鳥居　敬

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を八百八十二億一千八十五万五千三百三十二円、利益準備金の額を百七十億四百六十五万三千八十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十二日

愛知県刈谷市豊田町二丁目一番地

株式会社豊田自動織機

代表取締役社長　伊藤　浩一

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円減少し、資本金の額を一億円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十七頁（号外第一五五号）

令和八年五月十二日

東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社

代表取締役　新見　吉晴

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億四千二万五千円、資本準備金の額を二億四千四百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５９株式会社

代表取締役　西野　貴司

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十八日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三

株式会社アートテクノロジー

代表取締役　蜂谷　望

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十九日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三

株式会社アートファイネックス

代表取締役　三好　寛明

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十九日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県福井市羽水二丁目七〇一番地

株式会社ヒューマン・デザイン

代表取締役　黒川　健吾

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、前記基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会において決議予定の剰余金の配当の支払いを受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

令和八年五月十二日

京都市左京区北白川上池田町二〇番地二

ヤマナカアドバンスマテリアル株式会社

代表取締役　鹿島　直敏

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

株式会社朝日商會

代表取締役　真田　佳明

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十二日

岐阜市橋本町二丁目五二番地

株式会社新生メディカル

代表取締役　今村あおい

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社サーテックカリヤと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月十二日

名古屋市中区錦一丁目五番一一号

セレンディップＳＰＣ２号株式会社

代表取締役　井村　尚也

**任意清算公告**

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

東京都中央区築地七丁目五番一号

青山国際税理士法人

代表社員　水谷　是繁

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億二十三万一千八百四十五円減少し百六十三億八千二百二十二万三千九百三十五円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000907t5k4/

令和八年五月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＫＲＦ６７特定目的会社

取締役　粟国　正樹

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十七日付官報の号外第九十一号五十頁に掲載されています。

令和八年五月十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＮ特定目的会社

取締役　長尾　誠

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を六千七百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0033/index.html

令和八年五月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｔｏｒｒｅｎｔ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を金二十三億二千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一一四頁（号外第九十八号）

令和八年五月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Ｚｅｎｉｔｈ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

**訂正公告**

令和八年四月七日（号外第八十二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、減少する資本金の額「一億円」とあるは「一千二十万四千円」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十二日

東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一号

株式会社ジーフォース

代表取締役　櫻井　英世

**取消公告**

令和八年四月十六日（号外第九十号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和八年五月十二日

大阪市北区西天満五丁目九番三号

（甲）株式会社旭東エレクトロニクス

代表取締役　孫　旭利

東京都港区芝浦四丁目一三番二三号

（乙）株式会社旭東トレーディング

代表取締役　孫　旭利

## 正　誤

令和八年三月三十一日（号外第七十五号）内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・防衛省告示第二号（所得税法施行令第二百十七条の二第二項及び第三項並びに法人税法施行令第七十七条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件を廃止する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。